

(開会)

課長： それでは、都市計画審議会を始めさせていただきたいと思います。
改めまして、本日はお忙しい中、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。都市計画課長の〇〇と申します。よろしく
お願いいたします。

本年度、第1回目の小平市都市計画審議会の開会に先立ちまして、
再任の委員が2名、新たに任命されました委員が8名いらっしゃいますので、名簿に沿いましてご紹介させていただきます。新たに任命
されました委員の方は、ご紹介の後、一言ご挨拶をお願いいた
したいと思います。

それでは、再任の委員の方から、ご紹介をいたします。

はじめに、会長の〇〇委員が任期満了となりましたが、再任のご
承諾をいただきました。

規定によりまして、会長は互選で選出することになっております
が、事務局といたしましては、立候補される方がいらっしゃらな
ければ、〇〇委員に引き続き会長をお願いしたいと存じますが、皆
様がでしょうか。

(異議なしの声)

課長： ありがとうございます。

それでは、皆様にもご承認をいただきましたので、引き続き〇〇
委員に会長をお引き受けいただきたいと存じます。よろしく
お願いいたします。

会長： どうぞよろしくお願いいたします。

課長： 次に、小平商工会会長の〇〇委員が任期満了となりましたが、再
任のご承諾をいただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、新たに任命された委員をご紹介いたします。

はじめに、農業委員会会長の〇〇委員がご退任されまして、後任の
〇〇会長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： こんにちは、7月20日付で農業委員会会長に任命されました、
〇〇と申します。

私は天神町二丁目で農業を営んでおります。生産緑地も法改正に
よりまた変わるということで、色々な面で勉強していきたいと思
いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

課長： ありがとうございました。

次に、小平警察署長の〇〇委員がご退任されまして、後任の〇〇
署長が新たに就任されました。本日はご欠席とのご連絡を受けてお
ります。

次に、国土交通大学校長の〇〇委員がご退任されまして、後任の
〇〇校長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 皆さんはじめまして。国土交通大学校の〇〇と申します。

本年7月に国土交通大学校に就任してまいりました。前身の建設大学校時代から小平市の関係の皆様にお世話になっております。引き続きよろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。
次に、市議会より新たに、4名の委員が就任されました。名簿順に、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 市議会議員の〇〇でございます。よろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。
次に、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 〇〇と申します。よろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。
次に、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 〇〇です。どうぞよろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。
次に、〇〇委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 〇〇でございます。よろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。
次に、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課長の〇〇委員がご退任されまして、後任の〇〇課長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 多摩建築指導事務所建築指導第二課長の〇〇と申します。
今年度4月1日より配属されております。小平市を管轄しておりますので、よろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。
本日の審議会でございますけれども、諮問案件が2件、報告案件が3件でございます。
それでは、これより〇〇会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長： それでは、開会に先立ちまして、会長職務代理が現在不在のため、指名を行いたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

課長： 経過をご説明いたします。
小平市都市計画審議会委員の〇〇前会長職務代理が、本年7月19日に農業委員会会長の職を任期満了に伴い、ご退任されました。会長職務代理の指名につきましては、小平市都市計画審議会条例第4条の規定によりまして、会長が指名することになっております。
以上でございます。

会長： ありがとうございます。
事務局の説明は終了いたしました。
会長が指名するとのことですので、会長職務代理に〇〇委員を指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

- 会 長 : ありがとうございます。
- 委 員 : どうぞよろしくお願ひいたします。
- 会 長 : では、〇〇委員に会長職務代理をお願いをいたします。どうぞよろしくお願ひします。

(開会の辞)

- 会 長 : それでは、早速ですが、議事に入ります。
- ただいまの出席委員数13名、定足数に達しておりますので、これより、平成29年度第1回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。
- 議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に〇〇委員、〇〇委員を指名いたしますので、よろしくお願ひをいたします。

(傍聴許可)

- 会 長 : 次に傍聴人でございますが、本審議会の傍聴申し込みが1名あり、傍聴人として決定いたしましたので報告をいたします。ただいまから入室を許可いたします。

(市長挨拶)

- 会 長 : それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。
- 市 長 : 皆さん、こんにちは。市長の小林でございます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素から小平市政に関しまして、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日、ご審議をいただきますのは、「小平都市計画生産緑地地区の変更」及び「小平都市計画ごみ焼却場の変更」でございます。

また、報告事項といたしまして、「小平市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」、「小平都市計画道路3・4・23号国立駅大和線沿線地区地区計画(原案)の概要について」、及び「小川四番土地区画整理事業について」の報告をいたします。

都市計画をはじめ、市政運営に当たりましては、引き続き、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに掲げる、まちの将来像の実現に向けて、鋭意努力を続けてまいる所存でございます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

- 会 長 : ありがとうございます。ここで大変恐縮でございますが、市長

は所用がございますので、退席をいたしますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

(市長退席)

会 長 : それでは、これより審議に入ります。

「生産緑地地区の変更」に係るものでございますので、小平市都市計画審議会条例第3条の規定に基づく臨時委員としまして、小平市の農業経営に関する専門家として、東京むさし農業協同組合小平地区統括支店長の〇〇委員に、ご出席をいただきます。

ここで臨時委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員入室)

会 長 : それでは、早速ですが、入室されました臨時委員の〇〇委員に、ご挨拶をお願いいたします。

委 員 : 皆さん、はじめまして、東京むさし農業協同組合の〇〇と申します。

前任の〇〇より4月より引き継ぎまして、この回に出席させていただきます。よろしくをお願いいたします。

会 長 : どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、29諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」の提案説明を事務局よりお願いをいたします。

課 長 : はじめに資料の確認をさせていただきます。

事前に配布いたしました書類につきましては、資料1-①、A4判、「小平都市計画生産緑地地区の変更(小平市決定)」、資料1-②、A4判、「新旧対照表」、資料1-③、A0判の1万分の1の地図で「小平都市計画生産緑地地区総括図(小平市決定)」、資料1-④、A3判を折った2,500分の1の地図で、「小平都市計画生産緑地地区計画図(小平市決定)」、最後に参考資料としまして、A4判、「生産緑地の買取り制度について」でございます。

皆様、不足はございませんでしょうか。

それでは、提案説明に入ります前に、まず、簡単に生産緑地の制度と、本諮問案件にかかります資料の見方につきましてご説明申し上げます。

まず、生産緑地の制度でございますが、生産緑地は、都市計画法及び生産緑地法に基づき、主に三大都市圏の特定市の市街化区域内農地において指定されております。生産緑地法は、都市の緑とオープンスペースの確保による公害・災害等の防止と生活環境の悪化防止、公共施設等の予定地の確保等を図るため、昭和49年に制定されました。

その後、農地の宅地並み課税と平成3年の生産緑地法の改正に伴い、農業を継続する意思のある方の同意により生産緑地の指定を行い、市内のほとんどの生産緑地地区が改正後の生産緑地法に基づく平成4年の指定となっております。

参考に、平成3年改正前の旧法による地区は、現在8地区となっております。

都市計画として位置づけられた生産緑地に指定されますと開発行為等は制限され、原則としてまず30年間営農を行うこととなっております。

参考資料の「生産緑地の買取り制度について」の裏面の「生産緑地地区買取り申出手続き等の流れ」の図の左側をご参照ください。

生産緑地の所有者による買取りの申出は、①都市計画の指定の日から30年を経過したとき、②農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは農業に従事することを不可能とさせる故障が生じたときに市に対し、時価による買取りの申出ができます。買取り申出から1か月以内に市が買い取る、または買い取らない旨を通知し、買い取らない場合は農業希望者にあっせんいたします。買取り申出から3か月であっせん不調の場合は、開発行為等の行為制限が解除されます。市は買い取りまたはそのあっせんに努めるものとなっておりますが、財政上の理由や所有者の土地の利活用などから、なかなか買い取ることができないのが現状でございます。

なお、今回の生産緑地地区に係る都市計画の変更で、買取り申出に伴う行為制限解除によって削除を行う生産緑地は、諸手続などから便宜上1年に1回行っている関係から、平成28年1月から平成28年12月までに買取り申出の手続が行われた地区でございます。その関係から、既に開発行為等が行われている箇所がございます。

また、通常の見取り申出のほか、都市計画事業の実施等に伴い都や市の道路になるなど、公共施設等に転換される場合には、生産緑地地区の削除がなされます。

生産緑地の追加指定につきましては、既に農業を営んでいることや面積などを要件といたしまして、1年に1度、生産緑地地区に係る都市計画の変更にあわせて募集を行ってございますが、今回の都市計画変更に当たっては応募がございませんでした。

続きまして、資料の見方をご説明いたします。資料1-④、A3判を折った2,500分の1の地図「小平都市計画生産緑地地区計画図(小平市決定)」をごらんください。右上のところに、小平市「10分の1」と書かれてございますが、図面の番号となっております。

また、地図の中に太数字で明記されておりますが、生産緑地の地区ごとにつけられている地区番号でございます。

凡例でございますが、縦縞の線の箇所が既存の生産緑地でございます。

黒く塗り潰してございますのが、今回削除する箇所でございます。

また、市内全域の生産緑地は、資料1-③「小平都市計画生産緑地地区総括図(小平市決定)」の1枚の図に示しております。既指定区域が白抜きとなっている点が異なっております。

時間の関係もございますので、図面では、変更を行う理由ごとに、代表の箇所を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、29諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」についてご説明いたします。

はじめに、削除についてご説明いたします。資料1-①「小平都市計画生産緑地地区の変更（小平市決定）」の第2「削除を行う位置及び区域」をごらんください。

資料1-④の図面では、黒塗りの部分となります。地区の全部を削除するものが5地区、一部を削除するものが13地区、計18地区でございます。18地区の内、16地区は、買取り申出に伴う行為制限の解除によるもの、2地区は、公共施設等の設置によるものでございます。買取り申出による16地区の内、その理由が農業の主たる従事者の死亡によるものが15地区、故障によるものが1地区でございました。

削除につきまして、買取り申出に伴う行為制限の解除によるものを2例、公共施設の設置による削除事例の1例を代表として図面でご説明いたします。

まず、資料1-④の7ページ目、図面番号「10分の7」、図面の右下、地区番号13番をごらんください。地区の一部が削除される地区ですが、買取り申出による削除のうち農業の主たる従事者の故障を理由とする買取り申出で、黒く塗りつぶされた箇所が面積約1,300㎡の削除でございます。

続きまして、次ページ、図面番号「10分の8」、図面右中央、地区番号162番をごらんください。買取り申出による削除のうち農業の主たる従事者の死亡を理由とする買取り申出によって、地区の全部が削除される地区ですが、黒く塗りつぶされた箇所が面積約5,310㎡の削除でございます。

また、この8ページの左中央、地区番号154番、黒く塗りつぶされた箇所、面積約990㎡が、都市計画道路用地として東京都が買収いたしました部分で、公共施設の設置による地区の一部削除でございます。

次に、生産緑地地区の変更後の面積でございますが、資料1-②「新旧対照表」、下段のところがございます計の欄をごらんください。

平成28年12月に告示しております、変更前の生産緑地地区数368地区、面積約169万2,320㎡に対しまして、削除と精査によりまして、363地区、165万7,410㎡、約165,74haとなっております。

以上が、29諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」に係る提案説明でございます。

なお、本案につきましては、都市計画法の規定によりまして、平成29年10月18日付で東京都との協議が済み、10月23日から11月6日まで縦覧をいたしましたが、特にご意見等はございませんでした。

今後、本都市計画審議会の諮問を経まして、都市計画決定をしてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 : ご苦労さまでした。
提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
〇〇委員。

委 員 : ご説明ありがとうございました。削除された面積ですとか、傾向について、ここ何年か照らし合わせて、増加傾向なのか、横ばいなのか教えていただければと思います。

それから、主たる従事者の死亡によるものが15件ということですが、地区の一部を削除する理由は、一部削除で残りの部分はほかの方が継がれて農業を続けていくということによろしいのでしょうか。この場合、一部削除となる理由は、どういったことなのかを教えてください。

会 長 : 2点のご質問がございました。
都市計画課長。

課 長 : まず、削除された面積、数年ということがございますけれども、25年度が5.50ha、26年度が8.92ha、27年度が1.48ha、28年度は今回の削除となります。

傾向といたしましては、これまで平成4年から現在まで、毎年2haから、4ha弱あたりで推移しているところでございます。減少傾向にはありますが、一定の数値の中での減少というところが特徴的なところでございます。

2点目の地区の一部削除についてでございますが、地区ごとに所有者の方が多数いらっしゃるのところと、お一人のところがございます。多数の所有者の方がいらっしゃるところは、一人が所有する土地の全てが削除となっても、ほかの所有者の方もいらっしゃいますので、一部の削除という形になります。

その地区がお一人で持っている場合には、お亡くなりになった際に、その地区自体が全部削除されてまいります。

以上でございます。

会 長 : 〇〇委員。

委 員 : ありがとうございます。大切な農地ですので、どうにかして少しでも減る分が少なくなるようにと思っておりますが、そういった意味合いでお聞きをしました。

2問目のところですが、その一部を手放してというところでは、例えば相続税のことが背景、理由にあるということもあるのでしょ

うか。全体の仕組みというか、市だけではないところで考えていかなければならないのかなと思いますので、その確認の意味でお聞きします。

会 長 : 担当課長。

課 長 : 失礼いたしました。お一人で持たれている場合につきましては、先ほど全部ということで、全てが削除というようなお話をしたところですが、場合によっては、相続税を払う関係で、一部だけを解除して、そのほかの部分は生産緑地のまま残される場合もございます。

やはり、相続税というのが非常に重く所有者の方にのしかかってきておりますので、生産緑地を続けたいけれども、相続税を払うがために売却しなければならないというケースが非常に多くなっているところがございます。

以上でございます。

委 員 : ありがとうございます。

会 長 : ほかにございますか。

〇〇委員。

委 員 : 一つは資料の1-②の精査は今回、28地区あるんですか。精査されて増減ということで出てきますが、前も精査されていると思うんですが、今回、買取り申出があって、精査されたときに、増減が発生する理由は、どういうことなのか、前の精査内容が違っていたということなのか。また、これはどなたが精査をされるのか、こういうタイミングしか精査されないのか、どういう仕組みになっているか、お伺いをしたいと思います。

それから、買取り申出をされた期間には、開発が既に始まっているところがありますと説明がありましたので、いつからいつまでの申出が対象だったのかということも、もう一度ご答弁いただきたいと思えます。

そして、公共施設等の設置によるものの2件は、どの部分か記載があったのかどうか。あわせて三つ、確認をさせていただきます。

以上です。

会 長 : 担当課長。

課 長 : まず1点目の精査の内容でございますが、実測を買取り申出の際にかけるわけでございますが、登記面積よりも、実測のほうが大きくなるケースが多くございます。これを縄伸びと呼んでおりますが、申出があったときに実測の面積と、市で把握している登記上の面積に誤差が出てきてまいりますので、この申出の時点で実測図、あるいは新たに登記がされたときに、正しい面積で都市計画を決定し、精査をしているというところがございます。

逆に精査の減は、登記の面積よりも実測の面積のほうが小さかったというケースでございます。そのプラス、マイナスを計算して最終的に決定する流れになってございます。

それと2点目の申出期間でございますけれども、前年の1年間、平成28年1月から、平成28年12月までという期間で、今回、都市計画審議会におかけさせていただいているところでございます。

公共施設、2施設でございますが、1点目が、事例でお話しした都市計画道路でございます。もう1点が、保育所用地ということで、こちらは民間でございますが、公共施設ということで、解除されているところでございます。

以上でございます。

会 長 : よろしいですか。
ほかにございますか。

(なしの声)

会 長 : ないようですので、ここで議決を行いたいと存じます。
29諮問第1号「小平都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 : ありがとうございます。
異議なしということで、決定いたします。
ここで生産緑地地区に係る審議が終わりましたので、臨時委員の〇〇委員はご退席をお願いいたします。ありがとうございます。

(〇〇委員退席)

会 長 : 続きまして、諮問案件2件目の、29諮問第2号「小平都市計画ごみ焼却場の変更」の提案説明を担当課よりお願いをいたします。

(〇〇課長、〇〇課長補佐、〇〇参事、〇〇主査入室)

課 長 : それでは、職員の紹介をさせていただきます。
資源循環課長の〇〇でございます。

担当課長 : 〇〇でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

課 長 : 資源循環課長補佐の〇〇でございます。

担当課長補佐 : 〇〇です。よろしくをお願いいたします。

課 長 : また、小平・村山・大和衛生組合から〇〇参事。

担当参事 : 〇〇でございます。よろしくをお願いいたします。

課 長 : 〇〇主査。

担当主査 : 〇〇でございます。よろしくお願ひします。

課 長 : 両名にご出席をいただいております。よろしくお願ひいたします。
それでは、担当課より提案説明をいたします。

担当課長： それでは、「小平都市計画ごみ焼却場の変更」についてご説明させていただきます。

まず資料の確認をさせていただきます。資料は2-①から2-⑥までの6点でございます。

資料の2-①は、「小平都市計画ごみ焼却場の変更（小平市決定）について（概要）」で、A4サイズ縦の2枚、合計3ページのものでございます。

資料2-②はA4サイズ横で、「小平都市計画ごみ焼却場の変更（小平市決定）」と記載されているものでございます。

資料2-③、A4縦のもので、資料2-②の補足資料で、「都市計画の案の理由書（変更）小平都市計画ごみ焼却場第1号小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場」で、それぞれ裏面にも記載がございます。

資料2-④、A4縦のもので、「計画図」でございます。

資料2-⑤は、A3横のもので、「総括図」となります。

最後、資料2-⑥は、A4縦のもので「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設生活環境影響調査書に対する意見書の概要と事業者の見解」となります。

不足はございませんでしょうか。

それでは、資料2-①の「小平都市計画ごみ焼却場の変更（小平市決定）について（概要）」に基づき、説明をさせていただきます。

最初にこれまでの経緯でございますが、小平市、東大和市及び武蔵村山市の3市は、昭和40年に一部事務組合の小平・村山・大和衛生組合を組織し、現在までごみの共同処理を行ってまいりました。

これ以降、「小平・村山・大和衛生組合」を「組合」と呼ぶことにいたします。

現在、燃えないごみと粗大ごみを破碎処理いたします粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工した施設であり、その後、平成10年に改造をしておりますが、既に稼働から40年以上、改造からも20年近く経過をしております。

設備の老朽化や旧式化した処理施設であり、環境対策にも課題が生じていることなどから、組合では、平成32年度稼働に向けて、「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設」の整備を予定しております。

これ以降、「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設」を「本施設」と呼ぶことにいたします。

組合の事業地でございますが、昭和40年4月13日に小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場として都市計画決定されており、その後、昭和47年2月28日に、小平清掃事務所を含めた区域に変更されておりますが、平成16年6月の法改正により、本施設は建築

基準法第51条の対象となったことから、協議先であります東京都都市整備局より、「本施設を整備するにあたり、都市計画変更の手続が必要である」との指導をいただきました。本施設を都市計画に定めるため、都市計画の変更をするものでございます。

なお、今回の変更でございますが、「ごみ焼却場」と「ごみ処理施設」を兼ねるものとする変更でございます。

続きまして、1 都市計画の種類及び名称、及び2 都市計画を定める土地の区域についてご説明をさせていただきます。

資料2-②、「小平都市計画ごみ焼却場の変更（小平市決定）」をごらんください。

ごみ焼却場名は、小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場で、位置は、小平市中島町地内、面積は約2haです。この2haの面積でございますが、現在のごみ焼却場と小平市清掃事務所を合計した面積となります。能力につきましては、ごみ焼却施設は、日量360トンです。

以上の内容につきましては、変更はございません。今回の変更は、裏面の変更概要にお示ししましたとおり、不燃粗大ごみ処理施設、日量28トンにつきまして追加したものでございます。

いまいちど表面にお戻りいただきまして、下の部分に記載されております理由でございますが、本施設は、ごみ焼却場として、都市計画決定されておりますが、施設変更に伴い、施設の集約や、新たな手選別ラインを設置することにより、不燃粗大ごみ処理施設の処理能力を追加することを目的に都市計画の変更をするものでございます。

続きまして、資料2-③、「都市計画の案の理由書（変更）小平都市計画ごみ焼却場第1号小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場」をごらんください。

2 理由の（1）将来像における位置付けについてでございますが、平成29年3月に策定されました小平市都市計画マスタープランにおいては、ごみの適正処理を安定的に継続することを通じて、将来にわたって快適で衛生的に暮らせるよう、ごみ処理施設の更新を進めるとしてまいります。

（2）当該都市計画の必要性についてでございますが、こちらは先ほど概要で説明しました内容と同じになりますので、省略をさせていただきます。

3 当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性についてでございますが、ア 位置・区域につきましては、本施設の事業用地の位置は、組合用地に隣接し、現在、小平市清掃事務所として利用されており

ます。詳細な位置につきましては、資料2-④、「計画図」及び資料2-⑤、「総括図」をごらんください。

小平市清掃事務所を解体した跡地に整備することにより、本施設で手選別にて小型家電の除去をし、破碎後、鉄やアルミを資源化した残りの破碎残渣につきまして、焼却施設への運搬がスムーズに行えることに加え、現有の粗大ごみ処理施設を稼働させながら整備することが可能となります。

イ 周辺の土地利用状況につきましては、北に西武鉄道の線路及び野火止用水散策路、南に玉川上水、東西には個人住宅・集合住宅と接しております。なお、用途地域は準工業地域に指定をされております。

(2) 当該都市計画の規模の妥当性についてでございますが、本事業用地の面積は、現在の清掃事業用地であります約3,690㎡の敷地内に、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の建築面積は最大で約2,000㎡、現有の粗大ごみ処理施設と可燃性粗大ごみ置き場の面積は合計して約1,240㎡となります。

ここでおわびでございますけれども、現在の清掃事務所用地が、資料2-④では明確に示してございません。わかりづらくてまことに申しわけありません。今回は面積の変更がなかったことから、明確に示していないものでございますけれども、清掃事務所の現在の用地は資料の2-④の右の下のあたりの清掃事務所と書かれてございます、左側に四角い場所が四つ上にコの字型に向いてあるかと思いますが、ここが現在の小平市の清掃事務所用地でございます。この4施設の用地が約3,690㎡というところです。この中に最大でございますが、今の予定では2,000㎡の施設を建設するという計画でございます。

3市の一般廃棄物処理基本計画より推計いたしました施設整備の目標年度、平成32年度における対象処理ごみ量は、一日16.29トンでございます。これに、実稼働日数、月による変動を加味した(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の処理能力は一日28トン、これは1日当たり5時間運転を基本とするものです。現有の粗大ごみ処理施設の処理能力は一日5時間運転で、75トンでございますので、2分の1以下になるということでございます。

(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設では、これまで場内で分散し、露地で貯蔵し別処理をせざるを得なかった可燃性粗大ごみや、小型家電の置き場を今回集約することに加えて、新たに手選別ラインを設置することにより、小型家電の資源化や危険物・有害物の事前の除去が可能となります。

また、小平市福祉のまちづくり条例等の考え方を適用した見学者用のエリアも新たに整備する予定であることから、妥当な事業用地面積と考えております。

続きまして、資料2-①の3 都市計画策定の経緯の概要について、ご説明を申し上げます。

本事業における事業者である組合が都市計画変更の手続に入る事前の説明といたしまして、本年6月13日に都市計画変更の原案の説明会を開催しております。当日の参加者は3名で、都市計画の範囲や、土地の所有者に関するご質問や施設の処理能力や工事範囲などの事業内容についてご質問がございました。

なお、組合では、近隣住民及び3市で組織いたします、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会を1～2カ月程度に一度開催していることから、その連絡協議会において、本施設の事業内容や基本計画及び都市計画の変更について、説明を重ねております。

また、原案の縦覧、意見募集を実施いたしました。縦覧は本年の6月6日から6月20日まで小平市の資源循環課窓口及び組合の窓口で実施いたしました。閲覧者及び意見書の提出はいずれもございませんでした。

その後、東京都と協議を重ねるとともに住民説明会、案の縦覧及び意見募集を実施いたしました。住民説明会は、本年の10月26日に開催し、開催の周知につきまして、市報、市及び組合のホームページで周知を行いましたが、当日の参加者はありませんでした。

また、住民説明会とは別に組合でも10月25日に連絡協議会で要旨の説明をいたしました。

案の縦覧及び意見募集でございますが、本年10月24日から11月7日まで、小平市役所資源循環課窓口で実施し、閲覧者及び意見書の提出はいずれもありませんでした。

続きまして、資料2-①の4 一般廃棄物処理施設設置に係る手続の概要について、ご説明いたします。

周辺環境への影響についてでございますが、組合では廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、昨年9月から本年6月まで大気質、騒音、振動及び悪臭の調査を対象とした生活環境影響調査を実施いたしました。その結果、いずれの項目においても生活環境の保全上の目標を満足することができ、生活環境への影響は軽微であると評価をしております。

また、この生活環境影響調査書につきまして、案の縦覧、意見書の募集、住民説明会を実施いたしました。

縦覧は本年7月7日から8月7日まで構成市であります小平市、東大和市及び武蔵村山市の3市の担当課窓口及び組合窓口で実施し、閲覧者が1名、また意見書の提出が1通ございました。

意見書の概要と事業者の見解につきましては、資料2-⑥、(仮称)不燃・ごみ処理施設生活環境影響調査に対する意見書の概要と事業者の見解をごらんください。

まず生活環境に関するものとして、大気汚染等への対応、計画についての市民等への説明。ごみ処理施設における規制や排出基準等に関する対策や数値目標の設定のご意見をいただいております、それぞれ周辺環境に影響を及ぼすおそれのないよう、維持管理計画を作成、適切な運営、地域住民への丁寧な説明を行うこと、また、本施設の稼働について、粉じん、騒音、振動及び悪臭について、それぞれ、基準を定めているとの見解をお示しいたしました。

また、その他といたしまして、市民・企業・行政が信頼関係を築き、ともに考え解決していくこととのご意見をいただいております、こちらにつきましても今後にわたり連絡協議会や、説明会、広報紙、イベントなどを通じ、市民・地域住民の皆様と、コミュニケーションを図りながら、円滑な事業運営に努めてまいりますとの見解を示しております。

次に住民説明会でございますが、本年7月19日に開催し、当日の参加者は5名で、搬入出車両の増減、大気水質汚染の発生、破砕機の大きさ、市民への周知、悪臭への改善、建設費、公金の見込み額、環境保全計画などについて、ご質問やご意見がございました。

最後に、東京都との協議の結果でございますが、本年10月5日に意見はない旨の協議結果通知の送付がございました。また、東京都の担当部局からは、事業の実施に当たり、関係法令などの遵守、騒音・振動・悪臭・粉じんの低減、また周辺自治体と連携した周辺住民への説明を行うよう、依頼を受けております。

少し長くなりましたが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

会 長 : ご苦労さまでございました。
提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。
いかがでしょうか。
〇〇委員。

委 員 : ご説明の中で連絡協議会への説明もしていただいているとありましたけれども、そこの中で出ている意見など、もしあれば教えていただければと思います。

- 会 長 : 担当参事。
- 担当参事 : 連絡協議会ですが、中島町を中心としまして、中島町の10自治会、それから、玉川上水をはさんだ立川市になりますけれども、幸町団地と幸町六丁目と、全部で12自治会で構成しております。
- 定期的には、1カ月から2カ月程度の間で開催をして、さまざまな情報についてご説明をさせていただいております。今回の不燃・粗大ごみ処理施設の基本計画から、建てかえの条件についても説明させていただきまして、今回の都市計画の変更についても説明をさせていただいております。この件に関して特別連絡協議会の委員の方からのご意見等はございませんでした。
- 以上でございます。
- 会 長 : ほかにいかがでしょうか。
- 特にございませんか。
- 会 長 : 担当参事。
- 担当参事 : 今、連絡協議会の構成団体数について、12と申し上げましたが、東大和市の1自治会が入っております、合計で13自治会ございます。申しわけございませんが、訂正させていただきます。
- 会 長 : 訂正がございました。よろしいですか。
- ほかにございませんか。
- (なしの声)
- 会 長 : ないようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。
- 29諮問第2号「小平都市計画ごみ焼却場の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 会 長 : ありがとうございます。
- 異議なしと認め、決定いたします。
- どうもご苦労さまでした。
- (〇〇課長、〇〇課長補佐、〇〇参事、〇〇主査退室)
- 会 長 : それでは続いて、これより報告案件が3件ございます。
- 担当課より報告の後、質問の時間をとりたいと思います。
- では、最初に「小平市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」、担当課より報告をお願いいたします。
- 担当課長。
- 課 長 : それでは、「小平市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」、ご説明いたします。
- 報告資料1-①をごらんください。
- 制定理由でございますが、国は、都市農業が有する農産物の供給、防災、景観形成、交流の場等の多様な機能の発揮に向けて、平成2

8年5月に「都市農業振興基本計画」を策定しました。これによりまして、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけが大きく転換されました。

一方、農地を含めた公園、緑地等の都市におけるオープンスペースにおいても、同様にさまざまな役割を担っていることから、この緑空間の保全・活用に向けて、平成29年6月に、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行され、関連法令等が改正されました。

生産緑地法におきまして、市条例により生産緑地地区の区域の規模を別に定めることができることが新たに規定されたことを受けまして、生産緑地地区の区域の規模の指定要件の下限を引き下げ、年々減少している生産緑地の維持・保全を図るため、同条例を制定するものです。

続きまして、条例の内容でございますが、生産緑地法第3条第2項において、政令で定める基準、300㎡以上から500㎡未満の一定の規模以上の区域、これに従いまして、市条例により、区域の規模に関する条件を別に定めることができるとされていることから、生産緑地の維持・保全を図るため、指定要件の下限を500㎡から300㎡まで引き下げるものでございます。

次に、条例の構成でございますが、2条からなり、第1条 趣旨では、生産緑地法の規定に基づき、市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模を定める条例であること、第2条 規模では、生産緑地地区の区域の規模を300㎡以上とすることを定めております。

附則において、施行日を定めております。

施行期日でございますが、公布の日でございます。

最後に、今後の予定でございますが、12月の市議会に提出する予定でございます。

なお、参考資料といたしまして、報告資料1-②が「小平市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）」、報告資料1-③が生産緑地法の改正を含みます「都市緑地法等の一部を改正する法律」の国土交通省で示されております資料でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長 : ありがとうございます。

報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「小平市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」、何かご質問がございましたら、どうぞ。

〇〇委員。

委員：ご説明いただいた中で、300㎡以上ということになった場合に、減少の幅がどの程度、歯どめがかかってくるのか、直接担当部署ではないかもしれませんが、見解を伺いたいと思います。

会長：担当課長。

課長：300㎡にかえた場合にどの程度の抑制が効くのかというところでございますが、現在300㎡以上の土地で生産緑地ではない畑が80筆、面積といたしますと、約3万1,000㎡程度でございます。

しかしながら、この畑を生産緑地に指定いたしますと、指定した時点から30年間、営農しなければならないので、300㎡以上の土地をお持ちの方が申請をしてくださるかというところが、なかなか難しいのではないかと考えてございます。

ただ、市といたしましては、できる限り生産緑地の減少に歯どめをかけるため、選択肢を増やしていきたいということがございますので、最低面積を300㎡に規定していきたいと考えてございます。

以上でございます。

会長：よろしいですか。

ほかに。〇〇委員。

委員：今のことに関連しまして、もう一つ、例えば相続等で、一部解除をしなければならなくなった場合に、今現状でいきますと500㎡を切った場合には残った農地も生産緑地ではなくなるわけですね。それが300㎡まで下げたことで、また生産緑地に指定を受けられるというケースがあります。500㎡なければいけないのが300㎡と、面積の下限が下がったので、再度指定を受けられるケースはあるかと思えます。

会長：説明をありがとうございました。

〇〇委員。

委員：すみません、今80筆、3万1,000㎡っておっしゃられましたけど、500㎡から300㎡の間の土地がそんなに多くあるんですか。

会長：担当課長。

課長：固定資産税の概要調書からの情報になりますが、こういった数値でございます。

会長：よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

500㎡から300㎡に下げるということでございますので、非常にやりやすくなるのかと思えます。

ないようでございますので、それでは、「小平市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項2件目の、「小平都市計画道路3・4・23

号国立駅大和線沿線地区地区計画（原案）の概要について」、担当課よりご報告をお願いいたします。

担当課長。

課長： それでは、「小平都市計画道路3・4・23号国立駅大和線沿線地区地区計画（原案）の概要について」報告いたします。

本地区計画は本年度末の都市計画決定を目途に都市計画の手続を進めているものでございます。

報告資料2-①をごらんください。

小平都市計画道路3・4・23号国立駅大和線の整備に伴い、小平市都市計画マスタープランに基づきまして、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図るため、用途地域等を変更するとともに、周辺環境と調和した街並みの形成を図るため、地区計画（原案）を定めるものでございます。

位置等でございますが、報告資料2-②「総括図」及び報告資料2-③「計画図」をごらんください。

位置及び区域でございますが、小平3・4・23号線の北は西武鉄道敷き境から南は立川市との行政境までの、道路境界線から20mの範囲にある、小川町一丁目及び上水新町一丁目各地内で、面積約6.4haでございます。

用途地域の変更でございますが、報告資料2-③「計画図」をごらんください。

地区内の現在の用途地域は、北側からAの部分が第一種中高層住居専用地域、Bの部分が、第二種中高層住居専用地域、Cの部分が、第一種低層住居専用地域、Dの部分が第一種住居地域に区分されております。

Cの部分の第一種低層住居専用地域につきまして、小規模店舗等の生活利便施設が立地可能な「第一種中高層住居専用地域」に用途地域を変更するものでございます。

報告資料2-①に戻っていただきまして、中段の表をごらんください。

「第一種中高層住居専用地域」に変更することにより、建ぺい率60%、容積率200%、準防火地域、高さ制限25mとなります。

次に、地区計画の策定でございますが、用途地域の変更に伴いまして、地区計画を設定いたします。

地区計画の目標でございますが、広域的な都市を結ぶ利便性を活かした沿道サービス型の施設等を誘導することを基本に、小平グリーンロード等の地域特性を踏まえた水と緑のネットワーク及び延焼遮断機能の向上による防災面に配慮し、良好な住環境と調和した一体感のある街並みを形成することを目標といたします。

主な地区整備計画の内容でございますが、「建築物等の用途の制限」では、建築してはならないものとして、公衆浴場、単独自動車車庫、ガソリンスタンド、ホテル・旅館、ボーリング場、畜舎、自動車修理工場等としております。

「建築物の敷地面積の最低限度」では、先ほどお示ししました報

告資料2-①の「計画図」のC及びD内で、小川町一丁目土地整理事業区域に該当している箇所は、120㎡、それらを除く区域では100㎡としております。

「建築物の壁面の位置の制限」では、外壁から隣地境界線までの距離を0.5m以上としております。

「建築物等の高さの最高限度」では、15mとしております。

「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」では、周辺の建築物及び景観との調和に配慮する、屋外広告物等は景観を損なうおそれがないものとしております。

「垣又はさくの構造の制限」では、生垣又は透過性を有するフェンスとするものでございます。

最後に、今後の主な予定でございますが、12月2日に原案の説明会を小川町一丁目地域センター及び上宿公民館にて行います。12月4日から2週間、原案の縦覧を行い、同日から3週間、意見書を受け付けまして、来年の2月中旬から2週間、案の縦覧及び意見書の受付、3月中旬に都市計画審議会の諮問を経まして、3月下旬、都市計画決定する予定でございます。

報告は以上でございます。

会 長 :

ご苦労さまでした。

報告は終わりました。ただいまの報告事項、「小平都市計画道路3・4・23号国立駅大和線沿線地区地区計画（原案）の概要について」何かご質問がございましたら、お願いをいたします。

〇〇委員。

委 員 :

ありがとうございます。このCの地域には、こういった建物が建っていて、一般の住居だとは思いますが、これから説明会をされると思うんですが、今後その方々に与える影響というのは、こういったことになるのか教えていただけますでしょうか。

会 長 :

担当課長。

課 長 :

Cの地域でございますが、多くが先ほど〇〇委員もおっしゃられるように、一般の住宅が建っているところでございます。こちらにつきましても、現在の用途地域が第一種低層住居専用地域になっておりますので、主に一般的な住居のための、用途地域となっております。

こちらが第一種中高層住居専用地域に変更することによりまして、住居しか建てられなかったものが、小さな店舗等を建てられるように、用途が変わってくるということでございます。

今後の説明会に先立って、今年の8月に近隣の方のご意見等を聞くための意見交換会を開催しました。その中のご意見では、現在のこの地区には、店舗等がないということで、なかなか買い物に行くのが大変だというお話で、小さな店舗等ができればありがたいというお話を聞いております。そういった中で、今回の用途地域に変更してきているところでございます。

以上でございます。

- 会 長 : よろしいですか。
○○委員。
- 委 員 : 都市計画決定及び告示ということで、平成30年3月末、今後の主な予定のとおり仮にいくとしましたら、建物を建てるのに、いつから着手できるんですか。具体的には土地があいているところとなると、C地区になるんだと思うんですけど、いつくらいから工事そのものができるようになるのかということについてはどうでしょうか。
- 会 長 : 担当課長。
- 課 長 : C地区に限らず、その事業者さんのスケジュール感というのがありますので、どのくらいというのは難しいところではございます。
用途地域を変更してから、それから設計するとなると、大体3カ月から半年以上という形にはなるかと思えます。しかし、こういった説明会等の中で、先に基本設計等を練っておられる事業者さんは、早めに出てくるのではないかと想定はされます。
以上でございます。
- 会 長 : ほかにございますか。
○○委員。
- 委 員 : 敷地面積の最低限度が100㎡もしくは120㎡というふうに案にあります。既存不適格になるような敷地というのは、沿道でどのくらいあるのでしょうか。
- 会 長 : 担当課長。
- 課 長 : こちらの地区につきましては、現在141棟の建物があり、敷地面積の最低限度を100㎡といたしますと、既存不適格となるのは13棟でございます。
ただ、こちらの地区計画につきましては、すでに100㎡を切っているものにつきましては、土地の異動等がなければ、そのまま再度建て直すことはできることとしてございます。
以上でございます。
- 会 長 : よろしいですか。
ほかにございませんか。
(なしの声)
- 会 長 : ないようでございますので、「小平都市計画道路3・4・23号国立駅大和線沿線地区地区計画（原案）の概要について」の質疑を終了いたします。
続きまして、報告事項3件目の、「小川四番土地区画整理事業について」、担当課より報告をお願いいたします。
(○○課長、○○係長入室)
- 課 長 : それでは、職員の紹介をさせていただきます。
地域整備支援課長の○○でございます。
- 担当課長 : ○○でございます。よろしくお願いいたします。
- 課 長 : 地域整備支援担当係長の○○でございます。
- 担当係長 : ○○でございます。よろしくお願いいたします。

課長： それでは、担当課より報告をお願いいたします。

担当課長： 「小川四番土地地区画整理事業について」でございます。それでは資料に沿って説明させていただきます。

まず、1 事業の目的です。本事業は、相続等による農地の個別開発等に伴う無秩序な市街化を防止し、農・住・緑の調和の取れた計画的な宅地化と農地の保全を図るため、地元権利者による組合施行となる土地地区画整理事業を実施するものでございます。

この事業により、道路・公園等の公共施設が一体的に整備された健全な市街地を形成し、安全性、利便性の向上したまちづくりを推進してまいります。

また、将来にわたる良好な住環境の維持を図るため、この事業により整備された街並みについて、地区計画等の決定を行ってまいります。

次に、2 経緯でございます。小川四番地区につきましては、平成17年度から地元権利者による勉強会が行われ、その後、平成23年4月には組合設立準備会が結成され、事業の実現に向けた本格的な活動が行われてきました。その結果、本年6月に東京都知事に対し、組合設立認可の申請が行われ、同年10月6日に組合設立の認可を受けたところでございます。

今後、市といたしましても、地区計画や都市計画公園などの都市計画決定の手続きを行ってまいります。

今回の報告につきましては、本年2月の本審議会においても報告させていただきましたが、今後の都市計画に向けて、再度、概要説明を行うものでございます。

次に、3 事業の内容でございます。所在地は小川町一丁目2285番地先で、下の位置図のとおりとなります。小川駅の南西に位置し、青梅街道と西武拝島線に挟まれた区域で、面積は約2.3haでございます。

権利者数は13名となっております。

現在の主な公共施設は、認定外道路と用水路がでございます。

計画（案）につきましては、別紙をごらんいただきたいと存じます。

区画整理事業設計図でございます。区域については、南側に青梅街道、北側は西武拝島線との境、西側は新東京自動車教習所との境、東側は既に個人開発で整備されている箇所、境界には市の赤道、薄く塗られている細い道路がございまして、その西側が境となります。

道路計画につきましては、ほぼ全ての道路を6mの区画道路としております。

また、区域外の道路との接続につきましては、南側の青梅街道からと、北側の西武拝島線に西武鉄道が踏切を設置する方向で調整しておりますので、その踏切を通過して、さらに北側の市道への接続となります。

また、人や自転車が通れる通路といたしまして、図面右側、区域

の東側にある市の赤道との接続に当たり、幅員3mの特殊道路、斜線の網掛け部分を配置しており、図面の左側にある第1号公園の西側にも既存の赤道とのネットワークを考慮し、幅員2mの特殊道路を配置しております

公園緑地につきましては、西側教習所に接する箇所には第1号公園、地区内の北東角に第2号公園の2カ所を設けており、さらには、区域北側、西武拝島線沿いに4mの第1号緑地と第2号緑地を、また、区域東側の特殊道路の北側に2mの第3号緑地を配置しております。

地区南側にある用水路につきましては、青梅街道からの接続道路の横断箇所については、ボックスカルバートの敷設による暗渠とし、その他の用水については、既存のまま活用できる方向で計画を進めております。

再度、前の資料の裏面をごらんいただきたいと存じます。

4 今後の予定でございます。本年10月6日に組合が設立いたしましたので、今年度につきましては、年度内に仮換地指定を行い、その後、平成30年度に工事着手、そして地区計画及び公園等の都市計画決定、順調に進んだ場合、翌年の平成31年度に工事完了、平成32年度に換地処分、平成33年度に組合の解散となります。

なお、道路計画等につきましては、今後の権利者や保留地売却に伴う換地の状況、さらには東京都などとの協議により変更する場合もございます。

最後に、本審議会におきましては、来年度に都市計画案件として地区計画と公園緑地等についてご審議いただくことを予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

会 長 :

ご苦労さまでした。

報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「小川四番土地地区画整理事業について」、何かご質問がございましたら、お受けいたします。

〇〇委員。

委 員 :

ご説明ありがとうございました。

現時点で、この小川四番土地地区画整理事業の推進に当たりまして、いろいろな諸課題があると思うんですが、大きなところで捉えて、平成31年度工事完了に向けて、予測できる障害、課題について、ご例示いただければと思います。

会 長 :

担当課長。

担当課長 :

今年認可をいたしまして、まずは仮換地指定という、権利者の換地先を決める行為が今後出てまいりますので、それがまず最初の課題になります。

工事完了までの大きな課題といたしましては、本地区については、無電柱化を行う方向で検討しておりまして、今年度調査をします。無電柱化が行えるとなった場合には、工事が重なりますので、その

調整が非常に困難な課題として出てくると予想しております。
以上でございます。

会 長 : ほかにございませんか。

〇〇委員。

委 員 : 差し支えなければ、予定の減歩率はどのくらいか教えていただければと思います。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 減歩率でございますけれども、平均で約43%となっております。
以上でございます。

委 員 : ありがとうございます。

会 長 : ほかにございませんか。

〇〇委員。

委 員 : 先ほど北側の西武線との交差部分の踏切、新設ということですが、その西武鉄道との折衝経緯と申しますか、折衝内容というのを教えていただければと思います。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 西武鉄道との折衝経緯でございますが、現在、こちらの図面上でも薄く書いてあるところに踏み切りはございます。ここは車止めがありまして、人と自転車は通行できます。また、線路を挟んで南北に土地を所有された特定の権利者に限り、車止めを外してトラクターが通れる踏み切りになってございます。これを西武鉄道が今回の区画整理事業にあわせて接続するというので、ある程度の同意を得ております。西武鉄道とは、基本的に区画整理事業を行う際には西武鉄道の費用負担による施工で、踏切を接続する覚書が交わされておりますので、これに基づき、区画整理事業の進捗にあわせて行う予定でございます。

以上でございます。

会 長 : 〇〇委員。

委 員 : では、この新設踏切というのは付け替えであって、引き続き人道踏切になるんですか。

担当課長 : 大変申しわけございません。こちらについては車道として扱うこととなります。

以上でございます。

会 長 : よろしいですか。

委 員 : ありがとうございます。

会 長 : ほかにございませんか。

(なしとの声)

会 長 : ないようでございますので、それでは、「小川四番土地区画整理事業について」の質疑を終了いたします。

本日の議事は全て終了いたしました。

事務局のほうから連絡事項がありますので、よろしく願いします。

担当課長。

課長： 次回の都市計画審議会でございますが、来年の3月20日の開催を予定しております。

まことに忙しい中、お時間をとっていただき関係もでございますので、詳細が決まり次第、早めにお知らせしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

会長： 予定の日程でございますが、3月20日ということでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(閉会の辞)

会長： それでは、以上をもちまして第1回小平市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。また寒さが厳しくなりますので、どうぞご自愛ください。ありがとうございました。

(閉会)